

Weekly Report

第707号
令和5年7月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

中小企業が設備投資した場合の主な税制

中小企業等が設備投資した場合に適用できる主な税制には、次のようなものがあります。

◎少額減価償却資産の特例……取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合は、合計300万円まで全額を損金算入できます。なお、貸付け（主要な事業として行われるものは除く）の用に供した資産は対象外です。

◎中小企業投資促進税制……一定の機械装置やソフトウェアなどの対象設備を取得等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者等のみ）できます。なお、中古品や貸付の用に供する設備などは対象外です。

◎中小企業経営強化税制……経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき対象設備を取得等した場合に、即時償却又は7%の税額控除（資本金3千万円以下は10%）を選択適用できます。本制度の対象設備は目的に応じて、①生産性向上設

備（生産性が年平均1%以上向上）、②収益力強化設備（投資利益率が年平均5%以上）、③デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする）、④経営資源集約化設備（修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上）に分類されています。

◎固定資産税の特例……市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した対象設備（投資利益率が年平均5%以上となる投資計画に記載された一定の設備）に係る固定資産税を3年間、1/2に軽減します。また、賃上げ方針（雇用者給与等支給額を1.5%以上増加）を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は最長5年間、1/3に軽減します。

事務所の家賃支払などに係るインボイス

事務所の家賃を口座振替や口座振込で支払っている場合など、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引でも原則、インボイス（適格請求書）の保存が必要となりますが、インボイスとして必要な記事事項は複数の書類で満たすことも認められています。

例えば、取引年月日以外の事項が記載された契約書とともに通帳や銀行の振込金受取書を保存することで仕入税額控除の要件を満たします。

なお、インボイス制度開始前からの契約については、契約書に登録番号等の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の通知を受けて契約書とともに保存しておきます。

お祭りなどに協賛金を支出した場合は

今年は、4年ぶりにコロナ前の規模で夏祭りや花火大会を通常開催するところが多くありますが、企業が事業と直接関係のない者が主催しているお祭りなどに対して協賛金を支出した場合は、原則として寄附金に該当します。

ただし、協賛企業として、配布されるパンフレットやホームページなどに広告掲載がある場合や、会場で社名がアナウンスされる場合など、不特定多数に対する宣伝効果を見込んだ支出であれば、広告宣伝費として全額損金をなります。